(協議) 資料No.2①

サッカーボール等の検定制度ガイドライン(変更点)

	項目	旧ガイドライン	新ガイドライン	変更点/備考
1	目的	明記していない	競技の公正及び競技者が安心して プレーすることを目的とする	ガイドラインの目的を明確化
2	ボール 種類	明記していない	サッカー、フットサル、ビーチサッカーの3 種類のボール	検定対象のボールを明確化
3	定義	・サッカー競技規則に定める規格に合致するもの ・競技で使用する際、著しく変形しないもの	本協会の加盟登録団体が参加する国内 競技会において、本ガイドラインに定める 検定球を使用しなければならない	検定球の定義として、まず検定球の使用 範囲を前提を言及
4	義務	明記していない	上記3種のボールを国内競技会にて使用する際は、そのボールの製造メーカーは、 検定を受けなければいけない	検定義務の明確化
5	免除	明記していない	FIFAから承認を受けているボールは、検 定を受ける必要がない	検定免除の明確化
6	検査 項目	明記していない	・サッカー競技規則に定める規格に合致するものである ・競技で使用する際、著しく変形しないものとする ・サイズ、重量、外周、球形度、空気圧について、規格を具体的に明記	検定項目の明確化
7	検定 有効 期間	明記していない	有効期間は無期限、但し、契約期間から 12ヶ月後までの間に、契約が更新されない場合は、検定が失効する	検定有効期間を明確化
8	基本 契約 料金	130,000円	150,000円	新しいガイドライン及び検定マークに伴い、基本料金を変更
9	安全性	明記していない	安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの 保証、その他一切の保証をしない	安全性の保証について明確化
10	ロゴマーク		JFAの旗章マーク+ Japan Football Association Approved の文言要素を含 めて新デザインを検討中	ロゴデザインをリニューアル
11	軽量球	明記していない	サッカーボール5号軽量球について明記	新たに対象とする。